

この税金は、会社などの法人も、個人（自然人）と同様に財産を持ったり、生産や販売などといった活動を行っていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担していただくものです。法人事業税と同様に、自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。



### 納める人

法人県民税には均等割と法人税割があり、県内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

| 法 人                              | 均等割         | 法人税割 |
|----------------------------------|-------------|------|
| 県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人  | ○           | ○    |
| 県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人 | ○           | —    |
| 県内に事務所、事業所、寮等を有する、法人でない社団又は財団    | 収益事業を営むもの   | ○    |
|                                  | 収益事業を営まないもの | —    |
| 非課税に該当しない公益法人など                  | 収益事業を営むもの   | ○    |
|                                  | 収益事業を営まないもの | ○    |

○は申告・納税義務があることを表します。



### 非課税

次の法人には課税されません。

- 1 国、非課税独立行政法人、都道府県、市町村、地方公共団体の組合など
- 2 収益事業を営まない、一部の公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など）や労働組合など



### 納める額

| 区 分                            | 均等割<br>(年額) | 法 人 税 割                                |                       |                          |                       |
|--------------------------------|-------------|--|-----------------------|--------------------------|-----------------------|
|                                |             | 平成26年10月1日以後かつ令和元年<br>9月30日までに開始した事業年度 |                       | 令和元年10月1日以後に<br>開始した事業年度 |                       |
|                                |             | 法人税額<br>年1,000万円以下                     | 法人税額<br>年1,000万円超     | 法人税額<br>年1,000万円以下       | 法人税額<br>年1,000万円超     |
| 資本金等の額*が<br>50億円を超える法人         | 880,000円    | 法人税額<br>×<br>4.0%(税率)                  | 法人税額<br>×<br>4.0%(税率) | 法人税額<br>×<br>1.8%(税率)    | 法人税額<br>×<br>1.8%(税率) |
| 資本金等の額*が10億円を<br>超え50億円以下の法人   | 594,000円    |  |                       | 法人税額<br>×<br>1.8%(税率)    |                       |
| 資本金等の額*が1億円を<br>超え10億円以下の法人    | 143,000円    | 法人税額<br>×<br>3.2%(税率)                  | 法人税額<br>×<br>1.0%(税率) | 法人税額<br>×<br>1.0%(税率)    |                       |
| 資本金等の額*が1,000万円を<br>超え1億円以下の法人 | 55,000円     |  |                       | 法人税額<br>×<br>1.0%(税率)    |                       |
| 資本金等の額*が<br>1,000万円以下の法人       | 22,000円     |  |                       |                          |                       |
| 公益法人など                         |             |  |                       |                          |                       |

(注1)「資本金等の額」とは、法人税における資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいいます。

(注2) 均等割については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度の申告から森林湖沼環境税として10%が加算されております。森林湖沼環境税については、63ページをご覧ください。

(注3) 法人税割については、資本金等の額1億円超又は法人税額年1,000万円超の法人を対象に、標準税率（3.2%又は1.0%）に0.8%を上乗せする超過税率を適用しています。

\* 法人県民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額になりました。



申告と納税

| 申告の種類  |                 | 納める税額   | 申告と納税の期限  |
|--|-----------------|---|---|
| 中間申告<br>〔事業年度が6か月を超え、<br>法人税の中間申告額が10<br>万円を超える法人〕 | 予定申告            | 前事業年度の<br>法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$<br>+均等割額 $\times \frac{\text{算定期間中に事務所等を有していた月数}}{12}$ | 事業年度開始の日以後<br>6か月を経過した日か<br>ら2か月以内  |
|  | 仮決算に基づく<br>中間申告 | 法人税額 $\times$ 税率<br>+均等割額 $\times \frac{\text{算定期間中に事務所等を有していた月数}}{12}$                                   |   |
| 確定申告   |                 | (法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額)<br><br>— 中間納付額  | 事業年度終了の日<br>から2か月以内<br>〔法人税の申告納付期限が<br>延長された旨の届出をし<br>た法人については当該延<br>長された申告納付期限内〕 |
| 法人税が課税されない公益法人など                                   |                 | 均等割額  | 4月30日   |

(注) 茨城県以外の都道府県にも事務所又は事業所がある法人の法人税割額については、関係都道府県ごとの従業者数を基準(「分割基準」といいます。)にして、あん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

● 地方法人税(国税)について

地域間の税源の偏在を是正するため、平成26年10月の法人県民税法人税割の税率引下げの際に、地方法人税(国税)が創設されました。

令和元年10月の法人県民税法人税割の税率引下げに伴い、当該引下げ相当分が新たに地方法人税(国税)に加算されました(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

- 「eLTAX(エルタックス)」とは……  
地方公共団体で組織した「地方税共同機構」が運営する、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
- 電子申告のメリット
  - ・インターネットでオフィスや自宅から申告・申請届出等を行うことができます。
  - ・複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
- eLTAXを利用できる方
  - ・利用可能対象税目に係る申告等手続きを行う方
  - ・税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方
- 利用できる手続き
  - ・法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告及び納税
  - ・法人設立・設置届出、異動届等の届出
  - ・県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の申告及び納税
- ご利用に必要なもの
  - ・パソコンとインターネットへの接続が可能な環境
  - ・電子証明書の取得(利用届出や申告データの送付の際に、電子証明書による電子署名を行います。)  
※平成19年4月から、税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書が不要となりました。
  - ・利用者IDの取得、PCデスクの入手(eLTAXホームページからダウンロードできます。)
- お問い合わせ  
eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

